

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「－」に改める。

第41条第1項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」に改め、同条第2項中「、児童福祉法第56条第3項、介護保険法第144条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律第114条」を削る。

別表第1総務部の項の前に次のように加える。

政策部	課長	プレミアム付商品券に係る販売代金の収納事務
-----	----	-----------------------

別表第1市民経済部、課長の項第7号及び同表環境農政部、課長の項第2号中「発売代金」を「売りさばき代金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。